

都道府県・政令指定都市名	01 北海道
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	北海道男女平等参画推進連絡会議	
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	2018年4月1日	根拠: 北海道男女平等参画推進連絡会議開催要領
長 の 役 職	環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室長	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	北海道男女平等参画審議会	
設 置 年 月 日 (西 暦)	2001年7月1日	
構 成 員	15 人 (女性 8 人、男性 7 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2018 年 4 月 ~ 2028 年 3 月		
名 称	第3次北海道男女平等参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	2028年4月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	北海道男女平等参画推進条例	
	公 布 日 (西 暦)	2001年3月30日	
	施 行 日 (西 暦)	2001年4月1日	
	最 終 改 正 日 (西 暦)	2009年3月31日	
	改 正 内 容	附則において、5年ごとに社会経済情勢の変化等を勘案し、必要な措置等を講ずる旨を追加	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦)	2027 年度まで	40 %		
根 拠	第3次北海道男女平等参画基本計画				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律又は条例により設置されている審議会等の附属機関				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(231)うち女性委員を含む審議会等数(187)		
			延総委員等数(2,033)延女性委員等数(711) 女性比率(35.0)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(231)うち女性委員を含む審議会等数(187)		
			延総委員等数(2,033)延女性委員等数(711) 女性比率(35.0)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(33)		
			延総委員等数(1,186)延女性委員等数(404) 女性比率(34.1)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)		
			延総委員等数(232)延女性委員等数(14) 女性比率(6.0)		
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	403 人	(2023 年 7 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	「女性の政策・方針決定参画促進要綱」に基づく事前協議の実施		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	女 性 管 理 職 の 内 訳									
		うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	女性比率(%)	(B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職	
		(人)	(人)	(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	646	46	7.1	33	2	6.1	158	11	7.0	455	33	7.3
	うち一般行政職	512	40	7.8	31	2	6.5	126	10	7.9	355	28	7.9
支庁・地方事務所等	計	509	39	7.7	18	1	5.6	104	2	1.9	387	36	9.3
	うち一般行政職	294	27	9.2	18	1	5.6	59	2	3.4	217	24	11.1
全体	計	1,155	85	7.4	51	3	5.9	262	13	5.0	842	69	8.2
	うち一般行政職	806	67	8.3	49	3	6.1	185	12	6.5	572	52	9.1
再掲	警察関係	280	6	2.1	0	0		64	1	1.6	216	5	2.3
	教育委員会	78	9	11.5	4	0	0.0	26	2	7.7	48	7	14.6

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	1,249	122	9.8	2,391
	うち一般行政職	811	92	11.3	1,406	250	17.8
支庁・地方事務所等	計	2,148	178	8.3	5,057	828	16.4
	うち一般行政職	1,285	108	8.4	2,482	462	18.6
全体	計	3,397	300	8.8	7,448	1,237	16.6
	うち一般行政職	2,096	200	9.5	3,888	712	18.3
再掲	警察関係	1,217	49	4.0	3,041	254	8.4
	教育委員会	356	46	12.9	500	161	32.2

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	58	4	6.9	50	13	26.0	51	28	54.9
	うち一般行政職	47	3	6.4	41	9	22.0	32	16	50.0
支庁・地方事務所等	計	111	12	10.8	346	33	9.5	555	111	20.0
	うち一般行政職	78	8	10.3	231	22	9.5	301	76	25.2
全体	計	169	16	9.5	396	46	11.6	606	139	22.9
	うち一般行政職	125	11	8.8	272	31	11.4	333	92	27.6
再掲	警察関係	40	2	5.0	98	9	9.2	231	30	13.0
	教育委員会	17	2	11.8	38	6	15.8	43	21	48.8

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎				
課長補佐相当職	○	○	○			○	◎		○	○	
係長相当職	○		○			○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	6,449	802	12.4
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	1,183	440	37.2
うち上級	689	250	36.3
うち一般行政職	652	235	36.0
うち上級	448	164	36.6
うち警察関係	405	121	29.9
うち上級	175	43	24.6

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<p>1. 明記した規定があり、認めている。</p> <p>2. 明記した規定はないが、運用上認めている。</p> <p>3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。</p> <p>4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。</p>
---	--

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	①北海道職員旧姓使用取扱要綱、②北海道教育庁等職員旧姓使用取扱要綱、③北海道警察職員旧姓使用取扱規程
該当部分の条文(本文)	<p>①(趣旨) 第1条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。</p> <p>②(趣旨) 第1条 北海道教育委員会の任命に係る一般職の職員のうち、本庁、出先機関及び所管機関(道立学校を除く。)の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。</p> <p>③(趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き、文書等において婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)		うち女性数(人)	
	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	
60	7	11.7	9	0	0.0	

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定

名 称	北海道立女性プラザ		愛称・通称	通称		
設置年月日(西暦)	1991年11月14日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：060-0002 住 所：札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル(かでの2・7) 電話番号：011-251-6329 FAX番号：011-261-6693 ホームページ: https://l-north.jp/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 公益財団法人 北海道女性協会) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 公益財団法人 北海道女性協会) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	1 人	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	4 人	予算額	2023年度 23,126 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 広報啓発(主な事項: 機関誌の発行、ホームページ) ○ 2. 講座(主な事項: 教養講座、男性参画講座) ○ 3. 相談事業(主な事項: 女性のための法律相談、女性の活躍支援センターの運営) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書資料、映像・女性関連情報の提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項:) ○ 6. 交流促進(主な事項: 女性プラザ祭開催・男女共同参画週間講演会の開催、市町村等連携講座) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 事業連携) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) ○ 9. 調査研究(主な事項: キャンパスセクハラ等に関する調査) ○ 10. その他(主な事項:)					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人 北海道女性協会		基金・基本財産額	2,100 千円
設置年月日(西暦)	1972年11月20日	出資者		

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 北海道女性団体連絡協議会 2. 無 名称等:	加盟団体数	15
			会 員 数	26,339
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容:)	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	272,472	230,529	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的項目		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得					
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○		○	○
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○		○	○
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		○		○	
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目					
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目		○			○
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)		○			○
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)		○		○	○
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○			○
⑩ 短時間正社員制度の導入		○			○
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○		○	○
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)					
⑬ その他		○			○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	北海道働き方改革推進企業認定制度(2, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰(2, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	北の輝く女性応援会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	北海道男女平等参画基本計画推進状況
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 広報誌の作成 ・ 男女平等参画パネル展 ・ ストップDV・性暴力パネル展	情報誌「イコール・パートナー」作成・配布 男女共同参画週間にあわせて啓発パネル展を実施 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせてパネル展を実施		年2回 6月 11月
2. 表彰 ・ 男女平等参画チャレンジ賞 ・ 北海道社会貢献賞(男女平等参画社会づくり功労賞)	男女平等参画社会の実施に向け、あらゆる分野で男女とも個性と能力を活かして活躍している個人・団体を表彰する。 男女平等参画社会づくりに向けた気運の醸成に功績のあったものや、女性の社会参画の促進に貢献したものを表彰する。		1～2月 12～1月
3. 講座 ・ 教養講演会 ・ 教養講座「えるのす女性大学」 ・ 男性参画講座 ・ 女性活躍推進セミナー	(公財)北海道女性協会による地域の活動団体等との協力による講演会の開催 (公財)北海道女性協会における男女平等参画に関する講座 道立女性プラザにおける介護に関する講座・セミナー・研修 新しい時代に対応する組織に必要な変革とは何か、これからの組織が目指すべき方向性や具体的な事例などを経営層の方向けに実施	未定 100人 約20人	9～3月 5～11月 3月 7月
4. 相談事業 ・ 総合相談 ・ 法律相談	女性活躍支援センターにおける総合相談 道立女性プラザにおける法律相談 (公財)北海道女性協会による道内6カ所における法律相談		
5. 情報収集・提供 ・ ホームページで情報提供 ・ 道立女性プラザでの情報提供	道ホームページでの情報提供(ポータルサイト) 道立女性プラザでの図書、ビデオの閲覧		
6. 苦情処理 ・ 苦情処理委員の設置	男女平等参画苦情処理委員の設置	委員2名	
7. 交流促進 ・ 女性プラザ祭 ・ 女性プラザサポーター制度 ・ 女性のための異業種交流セミナー ・ まなび・体験・つながり・HIROBA	ネットワーク形成を目的とした「女性プラザ祭」の開催 全道の男女平等参画推進活動団体を登録・情報交換 組織で働く女性のネットワークづくりとして先進的な取組事例を紹介し、女性が働き続けるために必要なことへの理解促進を図る 社会全体における女性活躍の気運醸成を図ることを目的に、自身の活躍の場としての起業など、女性がライフスタイルに合わせた社会参画を見つけるきっかけとなる事例を紹介するイベントを実施		11月 10月 9、10月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 研修会・講演会の主催・共催 ・ 北の輝く女性応援会議	包括連携企業と共催でセミナーを実施。イベント等において道内企業の役員に講演等を依頼 女性の持つ才能や感性などの能力が十分発揮されることにより、北海道経済や地域づくりを活性化するため、オール北海道で女性の活躍を支援することを目的として実施		通年 11月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 市町村男女平等参画社会に関する施策の推進状況調査 ・ 道内の大学及び短期大学におけるキャンパス・セクシュアルハラスメント対策及び大学院における社会人入学者の女性の割合に関する調査	道内市町村の男女平等参画施策の推進状況調査の実施・公表 「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント対策」、「大学院における社会人入学者に占める女性の割合」についての調査		3月
11. その他 ・ 学生と考えるジェンダー平等と仕事 ・ 女性のための災害対応ワークショップ	自分の理想とする働き方や企業を選ぶポイントなど、ジェンダー平等の視点から考えるワークショップを実施 女性の視点から必要な知識を共有し、災害対応や防災への意識を高めることを目的にワークショップを開催		8月 7月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	北海道議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	北海道議会議事規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	2		
育児	1		
家族の看護	2		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1		公務、その他やむを得ない事由
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名			
条本文文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) []
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 1

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2023年4月23日	~	2027年4月22日
副知事				3 人	(女性 0 人、男性 3 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	69	11	15.9	
	都道府県防災会議(委員のみ)	68	11	16.2	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16		0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1		0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1		0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1		0.0	
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	2	1	50.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	6	1	16.7	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	37	6	16.2	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	3	75.0	
	2 国土利用計画地方審議会	14	5	35.7	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	20	1	5.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	17	2	11.8	
	7 精神医療審査会	26	8	30.8	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				必要の都度任命
	9 都道府県医療審議会	28	4	14.3	
	10 准看護師試験委員会	11	5	45.5	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	34	17	50.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	13	2	15.4	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	3	21.4	
	15 国民健康保険審査会	8	4	50.0	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				必要の都度委嘱
	17 都道府県森林審議会	14	5	35.7	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	15	6	40.0	
	19 建築審査会	7	2	28.6	
	20 都道府県建築士審査会	6	3	50.0	
	21 都道府県都市計画審議会	23	1	4.3	
	22 開発審査会	7	2	28.6	
	23 私立学校審議会	15	8	53.3	
	24 石油コンビナート等防災本部	46	1	2.2	
	25 公害健康被害認定審査会	11	3	27.3	
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
×	28 地方港湾審議会				
×	29 土地区画整理審議会				
×	30 教科用図書選定審議会				4月中旬任命
	31 介護保険審査会	15	6	40.0	
	32 都道府県固定資産評価審議会	12	4	33.3	
	33 感染症の診査に関する協議会	141	48	34.0	
	34 警察署協議会	486	230	47.3	
×	35 土地収用事業認定審議会				必要の都度委嘱
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	2	28.6	
	37 都道府県国民保護協議会	55	3	5.5	
	38 地方独立行政法人評価委員会	10	4	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	6	3	50.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	44 留置施設視察委員会	17	2	11.8	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	14	0	0.0	
	47 小児慢性特定疾病審査会	6	1	16.7	
	48 行政不服審査会	3	1	33.3	
×	49 地域医療対策協議会				
×	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
	51				
	52				
	53				
	54				
	合 計	1,186	404	34.1	
	女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	17	4	23.5	
6	都道府県労働委員会	21	4	19.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	153	1	0.7	
9	内水面漁場管理委員会	18	1	5.6	
	合 計	232	14	6.0	
	女性委員0の委員会数	2			